

掛川市公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定に基づき許可した開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により公告する。

令和4年12月28日

掛川市長 久保田 崇

1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

掛川市海戸字二丁越364-1、365-1、366-1、367-1、368-1、369、370、371及び372

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

掛川市海戸460

東海工業株式会社

代表取締役 赤堀辰郎